高速道路建設･整備促進等に関する要望書

全国高速自動車道市議会協議会は、高速道路建設・整備促進等に関する要望書を決定いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和元年 10 月

全国高速自動車道市議会協議会
会　長　　石　倉　　彰
（魚津市議会議長）

要　　望

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支え、国土の均衡ある発展に寄与する重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は全国で85％に達したものの、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にある。また、全国に比べ整備が大幅に遅れている地域もあり、未整備区間が多く残されている。

このことから、高規格幹線道路の早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。さらに、既存の高速道路の一層の機能向上と効果的・効率的活用の推進が課題となっている。

また、高速道路の整備の推進と同時に、既存施設における老朽化対策の推進も急務となっている。

よって、国におかれては、下記の事項につき実現を図られるよう強く要望する。

記

１　建設促進について

（１）ミッシングリンクを解消するため、高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備に向けた明確な方向性を示すとともに、安定的に道路整備等を実施できるよう財源の確保に万全を期すこと。また、高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路の整備についても所要の財源を確保すること。

（２）暫定２車線区間の４車線化の早期実現を図ること。

（３）国土開発幹線自動車道建設会議及び社会資本整備審議会の委員に地方代表を積極的に起用するなど、高速道路建設に地方の意見をより反映することが可能となる方策を講じること。

（４）国土の均衡ある発展のため、整備の遅れている地域への一刻も早い着工を図ること。

２　高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進について

（１）効率的なピンポイント渋滞対策や交通状況に応じた車線運用等により、道路ネットワーク全体としてその機能を最大限に発揮させること。

（２）平常時及び災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路については地方の実情を踏まえ早期に指定するとともに、支援制度の充実を図ること。

（３）ＩＣ及びスマートＩＣの一層の整備促進を図ること。

なお、それらＩＣの整備にあたっては、地域の要望を踏まえるとともに、取付道路等周辺交通環境の整備にも十分配慮すること。

（４）利用者の利便性の向上のため、ＳＡ及びＰＡの空白区間の解消やガソリンスタンドの設置等を図ること。また、ＳＡ及びＰＡを活用した地場産品の販売など、地域活性化に資するための施設となるよう支援を行うこと。

３　安全対策の推進について

（１）老朽化対策等の推進について

ア　道路施設の定期点検の結果を踏まえ、予防保全による道路の老朽化対策の一層の推進を図ること。

イ　橋梁やトンネル等の老朽化する道路施設の適時適切な維持管理・更新が実施されるよう、十分な財源を確保すること。

ウ　高速道路をまたぐ跨道橋の適切な維持管理が可能となるよう、十分な支援措置を講じること。

（２）防災対策等の推進について

ア　災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、地震や豪雪など自然災害対策への強化を図ること。

イ　高速道路の法面を利用した津波避難所など、防災対策の充実強化を図ること。

ウ　災害対応や救急救命活動等の迅速化のため、救急車退出路及び緊急車両進入路の整備を推進すること。

（３）事故防止対策等の推進について

ア　大型トラックや高速バス等による重大事故防止のため、万全の安全対策を講じるとともに、高速道路逆走事故についても、ＳＡ及びＰＡへの遮断機の設置など、具体的な防止対策を図ること。

　また、事故発生時における迅速な対応のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、救急業務を担う沿道市町村に対する支援の充実強化を図ること。

イ　暫定２車線区間については、正面衝突事故の防止のため、対面通行区間におけるワイヤーロープの設置など、当面の緊急対策等の実施が図れるよう、十分な財源を確保すること。

ウ　交通事故の防止等を図るため、最先端の情報通信技術を用いたＩＴＳ（高度道路交通システム）に関する研究開発を推進するとともに、既存技術の普及促進を図ること。

４　料金制度について

　高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題等も検証しながら、適時適切な見直しを行うこと。